

モナコの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

モナコ公国（フランス語では「Principauté de Monaco」。以下「モナコ」という）は、フランス南東部の保養地コート・ダジュールの地中海沿いに位置する立憲君主制国家である。国土の面積は約 1.95 平米であり、バチカンに続いて世界第 2 の小国である。当然、モナコにはサーキット場は無く、F 1 モナコグランプリは、一般の公道を利用して行われる。国土の陸地部分は全てフランスに接している。人口は約 37,000 人であるが、そのうち約 8 割はフランス国籍やイタリア国籍の外国人であり、モナコ国籍は約 2 割しかいない。公用語はフランス語である。

モナコの歴史は、1297 年にジェノヴァの富豪であったグリマルディ家に支配されたことに始まる。1793 年にフランスに併合され、1815 年にはサルデーニャ王国に支配された。1861 年にフランスの保護下で独立を果たし、1911 年には最初の憲法が制定された。1918 年にフランス・モナコ保護友好条約を締結したが、第 2 次世界大戦中はイタリア、そしてドイツに占領された。戦後に即位した大公レーニア 3 世は 1956 年にハリウッド女優のグレース・ケリーと結婚した。レーニア 3 世は 2005 年に死去し、息子のアルベール 2 世が公位を継承した。2005 年に締結され発効したフランス・モナコ友好協力条約により、両国の特別な協調関係は維持しつつも、モナコの外交面の制約が緩和された（即ち、モナコが外国との間で国交を結ぶ際、以前は、フランスの事前同意が必要であったが、2005 年の新条約により不要となった）。モナコと日本が正式に国交を結んだのは、比較的新しく、2006 年 12 月 14 日であった²。

モナコは、1993 年には国連に、2004 年には欧州評議会に加盟した。EU には加盟していないが、EC との間で通貨協定を締結しており、通貨はユーロである。

モナコには警察組織はあるものの軍事組織は無いが、フランスがモナコの防衛を保障している。なお、2005 年のフランス・モナコ友好協力条約により、フランスがモナコに軍を派遣するには、緊急事態の場合を除き、モナコの要請及び同意が必要となった³。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるモナコの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2015 年版』（二宮書店、2015 年）377～378 頁等を参照した。

³ 「モナコ公国 基礎データ」（外務省ウェブサイト）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/monaco/data.html>

モナコは世界有数の海岸保養地として有名であり、観光業やカジノ産業が発達している。観光業やカジノ産業による税収が十分であることから、モナコには、個人居住者に対する所得税が無く⁴、タックスヘイブン（租税回避地）として有名であり、世界中から多くの富裕層（実業家だけでなく、F1レーサーやスポーツ選手等を含む）が移住してきた。そのため、国外の多くの銀行がモナコに進出しており、金融業も発達している。

モナコでは、1793年から1814年までのフランスに併合されていた間に、フランス法、とりわけナポレオン法典が適用されていた。当時の法制度は今日のモナコの法制度の基礎を形成している。現在のモナコにおいては、民法典、民事訴訟法典、刑法典、刑事訴訟法典、商法典等があるが、いずれも、フランスの法典を基礎にしている⁵。このように、モナコの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。

II 憲法

モナコの最初の憲法は1911年に制定された。1959年に、当時の大公が憲法、国会及び地方議会を停止し、臨時の国民議会を設置するという国家体制の危機が発生した。その後、1962年に、より民主的な内容を強めた新憲法が制定され、2002年に改正された。

モナコ憲法典の主な体系は、表1のとおりである⁶。

表1：モナコ憲法典（2002年4月2日現在）の主な体系⁷

第1章 公国 一公権力	第1条～第9条
第2章 大公、公位の継承	第10条～第16条
第3章 基本的自由及び権利	第17条～第32条
第4章 公共財産、公共財政	第33条～第42条
第5章 統治	第43条～第51条
第6章 国務院	第52条
第7章 国会	第53条～第74条
第8章 枢密院	第75条～第77条
第9章 市	第78条～第87条

⁴ 但し、1957年以降にモナコに移住したフランス人は、フランス政府に納税する義務がある。

⁵ 「Monaco」(『LEGAL ASPECTS OF DOING BUSINESS IN EUROPE (Second Edition)』)(JURIS) 5頁。

⁶ 本稿の「憲法」の項においては、基本的に、藤本一美著「モナコ公国憲法」(『レファレンス 第34巻第3号』)(国立国会図書館調査立法考査局、1984年)に掲載の日本語訳を参考にした。

⁷ 憲法典の英訳は、モナコ政府の下記ウェブサイトに掲載されている。

<http://en.gouv.mc/Portail-du-gouvernement/Government-Institutions/Institutions/Constitution-of-the-Principality>

第 10 章 司法	第 88 条～第 92 条
第 11 章 憲法改正	第 93 条～第 95 条
第 12 章 最終規定	第 96 条～第 97 条

モナコ憲法の 1 条は、「モナコ公国は、国際法の一般原則及びフランスと締結した諸条約の枠内において、主権を有する独立国である。」と規定している。このことから分かるように、モナコの地位は、フランスとの関係を抜きにしては考えられないものである⁸。

憲法上、公用語はフランス語であり（8 条）、国教はローマ・カトリック教である（9 条）ことが明記されている。また、モナコは、国全体が 1 つの市で構成されている（78 条）。

1 統治機構

モナコ憲法は、立法権・行政権・司法権の三権分立制を規定しているが、君主制的色彩の濃いものである。即ち、立法権は、大公と国会が共同で行う（4 条）ものとされ、法律は、大公の意思と国会の意思の合致を前提とする（66 条 1 項）。行政権は、大公の崇高な権威に由来し（3 条 1 項）、大公の下で、政府顧問官の助言を受けて、国务大臣が行う（43 条）。司法権は、裁判所が行使する（5 条）とされているが、その意味は、本来、司法権は大公に属するものの、大公は、憲法の定めに従い、その全ての権限を裁判所に委任したのであり、裁判所は、大公の名において裁判を行う（88 条）ということである。

（1）大公

モナコは、世襲の立憲君主制国家である（2 条 1 項）。モナコの国家元首は、大公（フランス語では「Le Prince」）である。大公の人格は不可侵である（3 条 2 項）。モナコ憲法においては、大公の有する権限は、立法、行政及び司法の各分野において強大であり、大公を補佐する機関として、国务院及び枢密院等が設置されている。このように、モナコの大公の地位は、欧州の他の立憲君主国と比べてかなり高く、君主制的色彩が濃いものといえる⁹。

大公が単独で行使し得る権限としては、①主権を行使すること（12 条）、②外国との関係において、モナコを代表すること（13 条）、③法律の施行、条約又は国際協定の実施に必要な勅令を発すること（68 条）、④法律案を提出すること（66 条 2 項）、⑤法律を裁可し、公布により執行力を付与すること（66 条 4 項）、⑥最高裁判所長官を任命すること（89 条 5 項）等がある。また、大公が枢密院に諮問した上で行使し得る権限として、①条約及び国際協定に署名・批准すること（14 条）、②国会の解散を宣言すること（74 条）等がある。

1962 年の新憲法により、大公の権限が制限され、国会の公選制が規定された。また、2002 年の憲法改正により、女子への公位継承が認められた（但し、男子が優先継承権を有する）。1918 年のフランス・モナコ保護友好条約の中では、モナコに男子の公位継承者がいない場

⁸ 藤本・前掲書 96 頁。

⁹ 藤本・前掲書 95 頁。

合、フランスに編入されることが規定されていたが、2005年に締結されたフランス・モナコ友好協力条約では、グリマルディ家に公位継承者がいなくなっても、モナコの存続をフランスが保障することが規定された。

(2) 統治

行政権は、大公の崇高な権限に由来する(3条1項)。統治は、大公の權威の下で、政府顧問会議の補佐を受けて、国務大臣により執行される(43条)。国務大臣は、大公を代理し、行政事務を指揮し、警察力を行使し、政府顧問会議を主宰する(44条)。勅令は、政府顧問会議で審議され、国務大臣が署名し、大公に提出される。大公の署名により、勅令に執行力が付与される(45条)。政令は、政府顧問会議で審議され、国務大臣が署名し、24時間以内に大公に提出される。大公への提出後10日以内に大公が反対の意思を表明しない限り、当該政令に執行力が付与される(47条)。国務大臣及び政府顧問官は、公国の統治について大公に対して責任を負う(50条)。国務大臣及び政府顧問官は、国会の会議に出席することができる(65条)。

国務院は、大公によって付託される法律案及び勅令案について助言し、その他の提案について諮問を受けることを任務とする(52条)。

枢密院は、3年の任期で大公により任命されたモナコ国籍の者7名で構成される。そのうち、枢密院議長及び3名の委員は、大公により直接任命される。他の3名の委員は、国会議員以外から選任され、国会の推薦に基づき、任命される。国務大臣及び政府顧問官は、枢密院議長又は委員の職を兼ねることはできない(75条)。枢密院は、大公の招集に基づき、少なくとも年2回開催される。さらに、大公が自己の意思により又は枢密院議長の提案に基づき必要と認めたときはいつでも、枢密院を招集することができる(76条)。枢密院は、国家の高度な利益に関する事項について、大公から諮問を受けることができる。また、枢密院は、大公に対し、助言を申し出ることができる。国際条約、国会の解散、モナコ国籍への帰化又は国籍回復の請求、特赦及び大赦については、枢密院の諮問に基づかなければならない(77条)。

(3) 国会

立法権は、大公及び国会が行使する(4条)。モナコの国会は、一院制である。議員の議席は24議席であり、議員の任期は5年である(53条1項)。国政選挙は、性別に関わりなく18歳以上のモナコ市民により、直接選挙により選出される(53条2項)。

法律は、大公の意思と国会の意思の合致を前提とする(66条1項)。国会は、法律案を審議し、決議する権限を有する(66条3項)。法律案は、大公により採択され、公布によって執行力が付与される(66条4項)。

(4) 裁判所

司法権は、大公に属するが、大公は、憲法の定めに従い、その全ての権限を裁判所に委任する。裁判所は、大公の名において裁判を行う。裁判官の独立は保障される（88条）。

最高裁判所は、5名の正裁判官及び2名の補充裁判官から構成される（89条1項）。最高裁判所は、国会の内部規則の憲法適合性、憲法上の基本的自由及び権利に関する訴訟、行政問題に関する訴訟等について終審として裁定を下す権限を有する（90条）。

（5）憲法改正

憲法改正は、法律と同様、大公の意思と国会の意思の合致を前提とする（94条）。国会が憲法改正を発議するには、国会議員総数の3分の2以上の議決によらなければならない（95条）。

2 人権

モナコ憲法の「第3章 基本的自由及び権利」においては、16か条にわたり、人権が規定されている。日本国憲法で規定されているような人権の多くは、ほぼ同様に保障されているといえる。モナコ憲法の特徴的な人権規定としては、①死刑は廃止されていること（20条2項）、②モナコ人には、公的雇用及び私的雇用に接近する優先権が認められる旨の明文規定があること（25条2項）、③集会の自由は、屋外の集会には及ばず、屋外の集会は警察法による規制をうけること（29条後段）、④ローマ・カトリック教会が国教会とされていること（9条）等が挙げられる。なお、生存権に相当するような条文は見当たらない。1962年の新憲法により、女性参政権が規定された。

3 法令及び判決例

モナコの主な法源は、条約、憲法、制定法、勅令、政令、慣習法である。モナコの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている¹⁰。条約は憲法に優越する。モナコの裁判所による判決例には、コモン・ロー諸国における「先例拘束性の原理」は採られていない。しかしながら、判決例は、例えば、制定法が存在しない分野において、判断基準を具体化し、法を発展させるという役割を果たしている。但し、モナコの裁判所の下した判決だけでは数が少ないため、フランスの裁判所の下した判決が参照されることが多い¹¹。

III 民法

モナコでは、1793年から1814年までのフランスに併合されていた間に、フランスのナ

¹⁰ 成文化された法源のフランス語原文は、モナコ政府の下記ウェブサイトに掲載されている。<http://www.legimonaco.mc/305/legismc.nsf/Home>

¹¹ 「Monaco」(『LEGAL ASPECTS OF DOING BUSINESS IN EUROPE (Second Edition)』) (JURIS) 6頁。

ポレオン民法典が適用されていた。モナコでは、その後もフランス民法典の影響は存続した。現在のモナコにおいては、民法典、民事訴訟法典、刑法典、刑事訴訟法典、商法典等があるが、いずれも、フランスの法典を基礎にしているといわれている¹²。モナコ民法典は、現在でも基本的には、ナポレオン民法典と概ね同じ内容のものが適用されている（なお、モナコの1880年12月21日施行の民法典は、フランス民法典に類似しているが、全く同一というわけではない）。

モナコ民法典の体系は、ナポレオン民法典と同様に、「人」、「財産」、「財産取得」の3つに大別するという「法学提要方式」又は「インスティトゥティオネス (Institutiones) 方式」と呼ばれるものである。これは、ドイツや日本の民法が採用する「パンデクテン方式」（共通する法原則を抽出して総則として規定する等の体系化を特徴とする）としばしば対比される。

モナコ民法典は、フランス民法典と同様、近代的な所有権概念を確立し、意思自治の原則等の個人主義的民法観に立脚する。

IV 商法・会社法

モナコの商法典は、フランスのナポレオン商法典を基本としている。

モナコは人口約37,000人の小さな国であるが、従来から、低い法人税や厳格な銀行の秘密保護義務等のモナコの特質が、外国の企業や富裕層の個人の関心を強く引き付けてきた。

現在、外国人・外国企業がモナコで事業活動を行おうとする場合、以下の事業組織形態が利用可能である。即ち、①個人企業 (Entreprise individuelle, EI)、②一般パートナーシップ (Société en nom collectif, SNC)、③有限責任パートナーシップ (Société en commandite simple, SCS)、④有限責任会社 (Société à responsabilité limitée, SARL)、⑤モナコ有限責任会社 (Société Anonyme Monegasque, SAM)、⑥代理店、支店 (Agence, succursale) 等がある。上記の「④有限責任会社 (Société à responsabilité limitée, SARL)」及び「⑤モナコ有限責任会社 (Société Anonyme Monegasque, SAM)」は、いずれも出資者が出資額の限度で責任を負う会社組織であるが、前者は安いコストで比較的小規模な会社を設立するのに適しており、最低資本金額は15,000ユーロである。これに対し、後者は比較的大規模な会社を設立するのに適しており、最低資本金額は150,000ユーロである¹³。

V 民事訴訟法

モナコの民事訴訟法典は、フランスの民事訴訟法典を基本としている。そして、モナコの

¹² 「Monaco」(『LEGAL ASPECTS OF DOING BUSINESS IN EUROPE (Second Edition)』) (JURIS) 5頁。

¹³ <http://www.egf.name/a/five/five.htm>

民事訴訟実務においても、フランスにおける判決及び裁判所実務が参照されることが多い。

モナコの最下級裁判所は、治安判事裁判所である。治安判事裁判所は、民事及び刑事の両方につき、単独体で、比較的軽微な案件を管轄する。

民事、商事事件等を管轄する原則的な裁判所である第一審裁判所もある。また、労働裁判所及び賃貸に関する仲裁委員会等もある¹⁴。

治安判事裁判所や第一審裁判所等の判決に不服のある者は、控訴裁判所に控訴することができる。控訴裁判所は裁判官 3 名以上の合議体で審理を行う¹⁵。

VI 刑事法

モナコの刑法典及び刑事訴訟法典は、フランスの刑法典及び刑事訴訟法典を基本としている。モナコ民法典と同様、モナコの 1967 年 9 月 28 日施行の刑法典は、フランス刑法典に類似しているが、全く同一というわけではない。

モナコの刑事手続においては、まず、予審判事による審理が行われる。即ち、予審判事は、証拠の取調べ等を行い、公訴提起の可否につき審理を行い、どの管轄裁判所へ送致するかを決定する。

刑事訴訟第一審事件を管轄する裁判所としては、治安判事裁判所、矯正裁判所及び刑事裁判所の 3 つがある¹⁶。刑事裁判所は、重大犯罪事件を審理するために必要のあるときだけ開廷される特別な裁判所である。刑事裁判所は、3 名の職業裁判官と、3 名のモナコ市民から選ばれた裁判官から構成される¹⁷。

なお、国連薬物犯罪事務所が 2015 年 4 月に公表した「犯罪及び刑事司法統計」によると、モナコの人口 10 万人あたりの裁判官数は、約 100 人であり、調査対象となった 81 か国の中でリヒテンシュタインに続き 2 番目に多かった。ちなみに、日本は、2.9 人であり、74 位であった¹⁸。

一般的にモナコの犯罪発生率は低いと言われているが、モナコにおいて脱税やマネー・ローンダリング等の経済犯罪がどの程度発生しているのかは、必ずしも明らかではない。モナコでは、銀行だけでなくカジノもマネーローンダリングに利用されているのではないかとされている。近時は、モナコ等のようにタックスヘイブンと呼ばれる国の金融機関が、マネー・ローンダリングや脱税の捜査を担当する外国の捜査機関に対し、一定程度の協力をする

¹⁴ 『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME III』(ABC CLIO、2002 年) 1054 頁。

¹⁵ 「Monaco」(『LEGAL ASPECTS OF DOING BUSINESS IN EUROPE (Second Edition)』)(JURIS) 6 頁。

¹⁶ 『LEGAL SYSTEMS OF THE WORLD VOLUME III』(ABC CLIO、2002 年) 1054 頁。

¹⁷ 「Monaco」(『LEGAL ASPECTS OF DOING BUSINESS IN EUROPE (Second Edition)』)(JURIS) 6 頁。

¹⁸ <http://shiho.hatenablog.jp/entry/2015/05/28/211753>

傾向がある。

Ⅶ 参考資料

以上、モナコ法の概要を簡単に紹介してきたが、モナコ法についての日本語の文献・論文等は極めて少ない。英語の文献・論文等も多くはないが、モナコ政府のウェブサイトには、モナコの国家機関等に関して、比較的多くの英語の情報がある¹⁹。もちろん、公用語のフランス語であれば、モナコ政府のウェブサイト²⁰において、かなり多くの情報を得ることができる²¹。

今後は、モナコの法制度に関する日本語の文献・論文等が増えてくることを期待したい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.44 No.1』（国際商事法研究所、2016年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第40回 モナコ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹⁹ <http://en.gouv.mc/>

²⁰ <http://www.gouv.mc/>

²¹ <http://www.legimonaco.mc/305//legismc.nsf/Home>